

類、世一風ニ逆行カ出来ヨウソ、降全東京市民ハ素ヨリ全日本ノ日本主義者ハ一  
齊ニ振目レテ御ヲ監視ミワ、アルヲ疑ハヌ切ニ激憤敢行ヲ冀フ  
昭和五年十二月十七日

建國會 関東支部

馬渡電氣局長殿

赤色業士の奸手段を叩き潰せ

市電従業員の新必すも我利々々盲者はかりてはあるまい自己を知り時機を  
知り同胞を知る者も必ず相害にあかた信するそれにも不拘彼等を採る赤色業士の  
傀儡師振りは非道悪辣の極を發揮し 赤色戦術の爲には國家も市民も従業員すら  
も平気で犠牲と下る心事の醜怪なる正に吸血鬼と撰ぶ所はなき我々には心ならずも  
カラ幹連に引すられつゝある従業員達の及省を求む

建國會 関東支部

別記

指令第十四号

嘆願書は二蹴されぬ 愈々要求書を提出した。闘争は自然化して来た。行動に  
入ったのか。支部は指令一下何時でも行動の出来る様準備を急つては有りぬ。  
行動の具体的指令は毎日通知する。

十八日の行動左の如く指令する

- (イ) 各支部は公休者全部を責任を以てクラブに動員せよ
- (ロ) 動員者中より十名を責任を以てクラブ(本部)に動員せよ
- (ハ) 撤布場所は各支部は責任を以て營業所を中心として可成廣範圍に涉つて  
撤布すること

- (ニ) 本部に動員された者の行動は本部に於て指令する。
  - (ホ) 本部に動員された者は午前十二時集合時間厳守
- 各支部は要求書提出以後十八日より組會及職場大會那會を閉じて行動への訓練  
を怠らぬべし